

お知らせ

光化学スモッグにご注意

光化学スモッグは、自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起し発生します。晴天で風が弱く、気温が高い日に発生しやすいので、ご注意ください。目がチカチカする・のどが痛む等の症状が出たら室内に入り、洗眼やうがいをして、症状が良くなりしない場合は病院等で診察を受けてください。

▽光化学スモッグ注意報 防災行政無線等で放送
※午後5時以降は日差しが弱くなり自然消滅するため、注意報解除の放送はしません。

▽被害にあったときは
・台東保健所保健予防課(土・日曜日・祝日を除く)
☎(3847)9471
・東京都保健医療情報センター(自動音声による24時間医療機関案内)
☎(5272)0303

▽光化学スモッグ情報
大気汚染情報テレホンサービス
☎(5640)68800
東京都環境局ホームページ
▽問合せ 台東区環境課
☎(5246)12003

30年度住民税(特別区民税・都民税)の納税通知書等を発送します

・住民税を給料から引かれている方(特別徴収) 決定通知書を5月11日(金)に発送
・銀行等で直接または口座振替で納めている方(普通徴収) および年金から差し引かれている方 納税通知書を6月8日(金)に発送予定

※給与所得は、原則として特別徴収による納税となります。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

▽問合せ 税務課課税係
☎(5246)11003-5

30年度住民税(特別区民税・都民税)の課税(非課税)証明書の発行を開始します

▽発行開始日
・住民税を給料から引かれている方(特別徴収) 5月11日(金)
・銀行等で直接または口座振替で納めている方(普通徴収) 6月8日(金)

※特別徴収の方でも、給与以外に収入があり、普通徴収で課税されている場合は、6月8日(金)からの発行となります。
※課税されていない方でも、「収入がなかった」「扶養家族だった」等の申告をしないと、非課税証明書を発行できませんのでご注意ください。

※申告期限後に申告すると、証明書発行に日数がかかる場合があります。
※本人以外の方が課税(非課税)証明書の申請をする場合は委任状等が必要です。

▽問合せ 税務課課税係
☎(5246)11001

軽自動車税の納期限は5月31日(木)です

軽自動車税は、4月1日現在、軽自動車やバイクなどを所有している方に課税されます。
5月1日に納税通知書を送付しましたので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア(通知書裏面記載)、区役所、区民事務所・同分室で、5月31日(木)までに納めてください。
障害のある方には、軽自動車税

の免除制度があります。納期限までに申請してください(該当基準等、詳しくは左記へ)。

▽問合せ 税務課課税係
☎(5246)11001

「子ども110番」にご協力ください

区では、子供を犯罪から守るため、「子ども110番」への協力をお願いします。この事業は、登下校時の通学路をはじめ、放課後の一般道・公園等で子供たちが「知らない人からの声かけ」「痴漢」「つきまとい行為」などの被害に遭った・遭いそうになるなど、身の危険を感じた場合に、助けを求める緊急避難場所を地域に設けるものです。ご家族で、ステッカーが貼ってある場所を確認してください。



▲「子ども110番」ステッカー

江戸時代に創業した区内事業所を募集します

台東区は、江戸以来の産業や文化が大いに発展し、江戸の技・江戸の粋を有する事業所が多数所在しています。平成30年は、江戸から明治へと時代が変わり150年の節目の年にあたります。そこで、江戸時代に創業し、

区内で開業するデザイナー・クリエイターの方へ、家賃の一部を助成します
▽対象 区内に事業所や店舗を開業する、ファッション雑貨関連産業のデザイナー・クリエイター
▽助成件数 5件
▽助成額 家賃の2分の1(1年目は月額上限5万円、2年目は月額上限4万円、3年目は月額上限3万円)
▽助成期間 3年間
▽募集期間 5月14日(月)～6月11日(月)
▽申込締切日 6月1日(金)
※申込方法や条件等、詳しくは区ホームページをご覧ください。
▽お問い合わせ 台東区産業課
☎(5246)1143

空き店舗で開業する方へ家賃の一部を助成します

区内で開業する方へ家賃の一部を助成します
▽対象 区内近隣型商店街の空き店舗を借り上げて開業する中小企業者等で、具体的な計画がある方
▽助成件数 5件
▽助成額 家賃の2分の1(1年目は月額上限5万円、2年目は月額上限4万円、3年目は月額上限3万円)
▽助成期間 3年間
▽申込締切日 6月1日(金)
※以降、右記事の共通項目
▽申込方法等、詳しくは募集チラシ(区ホームページからダウンロード可)をご覧ください。
▽お問い合わせ 台東区産業課
☎(5246)1143

近隣型商店街に関する助成

●店舗兼住宅の所有者の方へ店舗部分貸出しのための改修費の一部を助成します
▽対象 区内近隣型商店街の店舗兼住宅の所有者
▽助成件数 4件
※予定件数に達し次第終了
▽助成額 店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の2分の1

指定保養施設「かんぼの宿 伊豆高原」の「小人・幼児」の利用料金を値下げします

区で保養施設として指定している「かんぼの宿 伊豆高原」の「小人・幼児」の料金を、夏季の期間限定で値下げします。
▽期間 7月14日(土)～8月31日(金)
のち指定する日

5月は自転車月間～交通ルールを守り、安全に走行しましょう～

問合せ 交通対策課(区役所5階2番) ☎(5246)1288

昨年台東区内の交通事故発生件数は、一昨年より44件増加し、702件でした。うち自転車が関係する事故は305件と全体の4割を超えています。

- ナビマーク・ナビラインによる自転車走行空間の整備を進めていきます。
●TSマークの取得費用助成 TSマークとは自転車安全整備士が点検・整備した安全な自転車に貼るシールで、1年間有効な賠償責任保険・傷害保険が付帯されています。
対象 区内のTSマーク取得助成事業協力店で、TSマークを取得した区内在住の方で取得後1年以内
助成額 取得費用の全額(上限2,000円、新車は1,000円)
申請方法 TSマーク付帯保険加入書、申請書、請求書、領収書、印鑑を上記問合せ先へ持参
※審査後、銀行口座へ振込み
※協力店等、詳しくは区ホームページをご覧ください。
自転車安全利用五則
①自転車は車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、安全地点での信号遵守と一時停止、安全確認)
⑤子供はヘルメットを着用
●自転車走行空間の整備 自転車を安全に利用できる環境を整えるため、区道の金杉通り、千束通り、地方橋通り、奥浅草寺町通りに自転車

▽予約開始日 利用日の3か月前
※利用料金等、詳しくは区ホームページまたは、区民事務所等で配布している案内チラシをご覧ください。
※6月10日(日)は休館日
☎(3866)0082

▽問合せ
・予約については、かんぼの宿伊豆高原
☎0557(5)4400
・利用方法については、区民課区民施設係
☎(5246)1123

特別整理のため図書館が休館します

▽場所・期間・問合せ
・石浜図書館
5月28日(月)～31日(木)
☎(3887)0854
・根岸図書館
6月4日(月)～7日(木)
※6月3日(日)は休館日
☎(3887)2101
・中央図書館(池波正太郎記念文庫を含む)
6月18日(月)～21日(木)
☎(5246)5911
・中央図書館浅草橋分室
6月11日(月)～13日(水)
☎(3882)4041

水防訓練の見学者募集

5月の水防月間に合わせ、区と区内三消防署の合同で、水防訓練を実施します。
消防署・消防団による「積土の工法」のほか、家庭にある段ボール箱などを使用した「住宅浸水防止対策」なども行います。
▽日時 5月23日(水)
午前9時30分～11時30分
▽場所 隅田公園山谷堀広場
▽問合せ 道路管理課占用担当
☎(5246)13002